

【対象製品】

パッケージ: Client/Server Suite エデュケーションパック Plus

パッケージ: Client/Server Suite エデュケーションパック Professional Plus

パッケージ: Trend Micro エデュケーションパック

ご使用前に必ずお読みください。

ソフトウェア製品（第4条所定のスタンダードサポートの一環として提供される一切のバーチャルファイル、検索エンジンおよびプログラムモジュール等、ならびに、ソフトウェア製品に付属するツール等のうち専用の使用許諾契約書がないものを含みます。以下、総称して「ライセンス製品」といいます）をお使いになる前に、次の使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）をよくお読みください。なお、法人用のシリアルを利用しての個人ユーザー向けウェブサイト製品のご使用にあたっては、個人ユーザー向けウェブサイト製品のインストール時に表示される使用許諾契約書は適用されず、当該製品をライセンス製品に含め本契約の内容が適用されます。お客様は、ライセンス製品を複製、インストールまたは使用することによって、本契約のすべての条件に同意したものとみなされます。本契約の条件に同意いただけない場合には、お買い上げになった販売店あてに領収書を添えてライセンス製品をご返却ください。お客様がすでに支払われた対価をご返却いたします。

使用許諾契約書

第1条 使用権の許諾

トレンドマイクロは、本契約記載の条件に従い、ライセンス製品に関して、お客様の学校（以下「学校」といいます）が自己所有するハードウェア（学校が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）お客様または当該教職員と雇用関係にある教職員（以下「当該教職員」といいます）、学校に籍を有する生徒（以下「当該生徒」といいます）および当該生徒の保護者が所有しあつ学校内に持ち込まれるハードウェア、ならびに当該教職員、当該生徒および当該生徒の保護者が所有しあつ学校内におけるセキュリティ対策を目的とした以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾いたします。なお、学校内に持ち込まれる当該教職員、当該生徒または当該生徒の保護者の所有するハードウェアおよび携帯端末においてトレンドマイクロがお客様に許諾する権利は、ライセンス製品のうちウェブサイト一ポートエディションおよびTrend Micro Mobile Securityスタンダードに関する権利に限るものとし、当該教職員、当該生徒または当該生徒の保護者が、異動、退職または卒業等の事由により学校（学校を管轄する行政機関も含む）の管外に移る場合、対象者の持ち込みハードウェア（以下「管理外ハードウェア」といいます）からライセンス製品のインストールを促すものとし、管理外となった日より管理外ハードウェアにライセンス製品を再インストールすることおよびアップグレードを行うことはできないものとします。ただし、ライセンス製品の体験版をお使いのお客様に対してトレンドマイクロが許諾する権利は、本条1項1号および2号に定める内容に関する1回かつ30日間の使用権に限るものとします。また、本契約において、サーバーハードウェアおよびクライアントハードウェアは、物理的なハードウェアのみならず仮想マシンも含むものとし、シングライアントマシンは、クラインアントハードウェア1台としてカウントします。

1. ライセンス製品に同梱されるマニュアル（以下「マニュアル」といいます）またはトレンドマイクロのWebページに掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するサーバーハードウェアおよび、クライアントハードウェアおよび携帯端末にライセンス製品をインストールし、当該ハードウェア上で使用する権利。また、お客様は（a）第三者に公開するWebサーバ等各種サーバ（以下「各種サーバ」といいます）、（b）第三者へe-mailを送信するための専用サーバ、または、（c）各種サーバに対してウェブ検索を行なうサーバに、「ServerProtect」をインストールすることはできないものとします。

2. ライセンス製品のうち「ウェブサイト一ポートエディション」に含まれるオプショナルサービス（以下「オプショナルサービス」といいます）を、トレンドマイクロが定める条件のもとで利用する権利。なお、オプショナルサービスの利用にあたっては、トレンドマイクロが定める条件に基づき、オプショナルサービスに関するライセンスを別途購入する必要があります。

3. ライセンス製品のアドバイス版をお使いのお客様に対し、ライセンス製品のうち「ウェブサイト一ポートエディション」に含まれるファイアウォール機能を使用する権利。

4. お客様のネットワークまたはライセンス製品の運用を第三者に委託する場合、お客様のネットワークまたはライセンス製品の維持および管理を目的として、当該委託者の管理用サーバにライセンス製品をインストールし、使用せることができる権利。この場合、お客様は、当該第三者に対して本契約に記載される一切の責任を負うものとします。

第2条 著作権等

1. ライセンス製品ならびにマニュアルに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロへ独占的に帰属します。

2. お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、ライセンス製品およびマニュアルを第三者へ販売、貸与、譲渡または譲渡できないものとし、かつ、ライセンス製品およびマニュアルに担保権を設定することとはできないものとします。加えて、お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環としてライセンス製品を使用することはできないものとします。

3. お客様は、ライセンス製品につき、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル（以下、総称して「改造等」といいます）することはできないものとします。お客様の改造等に起因してライセンス製品に何らかの障害が発生した場合、トレンドマイクロは当該改造等に責任を負わないものとします。

4. お客様は、ライセンス製品に関する客観性を欠いた実験方法によるバーフーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものとします。

第3条 保証および責任の限定

1. トレンドマイクロは、お客様がライセンス製品をお買い上げになった日から90日限り、ライセンス製品のメディアに物理的な欠陥があった場合、当該メディアを無償交換いたします。交換後のメディアに対しては、交換前のメディアに適用されるべき保証期間が適用されるものとします。なお、本項の保証は、ライセンス製品を使用権の対価を支払うことなく体験版として使用しているお客様には適用されません。

2. トレンドマイクロは、前項において明示する場合を除き、ライセンス製品、マニュアルまたは第4条に定義されるスタンダードサポートに関して一切の保証を行いません。また、トレンドマイクロは、ライセンス製品もしくはマニュアルの機能またはスタンダードサポートがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、ライセンス製品またはマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の賠償をいたしません。

3. 第4条1項および2項に記載されるユーザー登録もしくはユーザー登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利な結果に損害を被っている、お客様の責任とします。

4. お客様が期待する成果を得るためにソフトウェアプログラム（ライセンス製品を含みますがこれに限られません）の選択、導入、使用および使用結果については、お客様の責任とします。ライセンス製品もしくはマニュアルの使用、スタンダードサポートならびに第4条3項および4項によりスタンダードサポートの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた損害、付随的損害、逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害およびデータ・プログラムなど無体物の損害、ならびに第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害に関してトレンドマイクロは一切の責任を負いません。

5. 本契約のもので、理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、損害が生じる直前の1年間に本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。ただし、ライセンス製品の体験版を使用するお客様に対してトレンドマイクロが負担する責任の総額は、30,000円を上限とします。なお、トレンドマイクロの故意または重大過失によりお客様に損害が生じた場合はその限りではありません。

第4条 サポートサービス

1. トレンドマイクロは、同社が定める手続に従ってユーザー登録を行なったお客様に対し、Webサイト「法人向けスタンダードサポートサービス」記載のユーザーサポートサービス（以下「スタンダードサポート」といいます）を提供いたします。

2. お客様は、前項記載のユーザー登録の内容に変更が生じた際には、トレンドマイクロに対し遅滞なく届出を行うものとします。

3. スタンダードサポートの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行なうこと限られるものとします。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様および第1条1項6号に基づきライセンス製品の管理用コンソールおよび管理ツールを使用する第三者に対してスタンダードサポートを提供する義務を負わないものとします。

（a）トレンドマイクロが定める手続に従ったユーザー登録を行っていないお客様

（b）前項所定の変更の届出を行なっていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様

（c）スタンダードサポート契約が有効期間にないお客様

（d）ライセンス製品を、トレンドマイクロが指定する以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに使用しているお客様

（e）ライセンス製品を、使用権の対価を支払うことなく体験版として使用しているお客様

（f）日本語以外の言語にて問い合わせをされたお客様

（g）日本語版または英語版以外のライセンス製品をご利用のお客様

（h）日本国外への電話発着を要するサポートサービスを望まれるお客様

4. トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行なうことなくスタンダードサポートの提供を停止できるものとします。

（a）システムの緊急保守を行うとき

（b）火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき

（c）天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなつたとき

（d）上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき

5. お客様は、お客様とトレンドマイクロが別途合意したスタンダードサポート契約期間中、および当該期間後はスタンダードサポート契約の契約終了日までにトレンドマイクロと別途お支払にてスタンダードサポート契約を更新することによって引き続き、スタンダードサポートの提供を受けることができます。

6. 前各項にかかるべく、トレンドマイクロは、ライセンス製品および一部の対応オペレーティングシステム上で使用されるライセンス製品について同社の裁量でサポートを終了することができるものとし、同社がサポートを終了したライセンス製品については、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。なお、サポート終了製品は、別途サポートサービスの一環として配信するWebページ、電話またはファックスを介する問い合わせによってご案内いたします。

第5条 守秘義務

1. お客様およびトレンドマイクロは、本契約に関連して知り得た情報（ライセンス製品のアクティベーションコードおよびライセンスキー、スタンダードサポートに関する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、IPアドレスならびにビニカルダードサポートの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、「プライバシーと個人データの収集に関する規定」の適用対象となる情報については当該規定の定めに従うものとします。

2. 前項にかかるべく、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。

（a）開示を受けた時に既に公知ある情報

（b）開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報

（c）開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報

（d）第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報

（e）トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

第6条 監査権

トレンドマイクロは、お客様による本契約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、同社の負担によりお客様に対して監査を行う権利を有するものとします。

第7条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、ライセンス製品およびマニュアルを一切使用することができません。

2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」といいます）が、該当する、または次の各号のいずれかに該当する者が判明した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。

（a）暴力団等が経営を支配しているまたは営業に實質的に関与していると認められる関係を有する者

（b）自己もしくは第三者の不正の利益を得るために第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有する者

（c）暴力団等に対する賄賂等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

（d）役員または経営に實質的に関与している者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

3. 前各項に定める他、お客様が自らもしくは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかの行為を行う、またはその恐れがあるとトレンドマイクロが判断した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。

（a）詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為

（b）違法行為または不当要求行為

（c）業務を妨害する行為

（d）名譽や信用等を毀損する行為

（e）その他各号に準ずる行為

4. お客様は、ライセンス製品、マニュアルおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。

5. 本契約が終了または解除された場合、お客様は、ライセンス製品、マニュアルおよびそのすべての複製物をトレンドマイクロへ返却するか、または破棄するものとします。

第8条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報も含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。

（a）氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第4条1項または2項に基づき届け出た事項

（b）お客様が利用する製品またはサービスにより収集される個人情報（各製品またはサービスにより収集されるデータの詳細は<http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure>を参照してください）

（c）購入製品、ユーザー登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様とトレンドマイクロとの契約にかかる事項

（d）お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等

2. お客様は、トレンドマイクロが、コンピュータまたはインターネットに開通するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。

（a）製品、サービスおよびサポートサービスの提供（前項（b）所定の個人情報の利用目的については<http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure>を参照してください）

- (b) 契約の更新案内
- (c) トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内
- (d) トレンドマイクロの製品およびサービスに関する他社製品の案内
- (e) セキュリティに関する情報の提供
- (f) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
- (g) トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにデータテストの依頼に関する通知
3. お客様は、トレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、安全管理措置を講じたうえで同社の海外子会社および海外関連会社、販売店ならびに国内外の代行業者に対して本条第1項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報保護に関する契約を締結したうえで個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。
4. お客様は、トレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途トレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となります。
5. 前項にかかるうえで、以下のいずれかに該当する情報については、トレンドマイクロは開示の義務を負わないものとします。
- (a) トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
- (b) 保有期間を経過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報
- (c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
- (d) トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報
6. お客様は、トレンドマイクロが本条2項に記載された目的のために個人情報を利用することにつき利用停止、第三者への提供の停止および利用目的の通知依頼の申し出を行えるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。なお、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に関する問い合わせ先は、トレンドマイクロリスク管理室 室長（兼個人情報保護管理責任者）privacy@trendmicro.co.jpとなります。
7. お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条1項所定の個人情報がトレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意します。
8. お客様が本条にご同意いただけない場合、ライセンス製品に関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第9条 一般条項

1. 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません）、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。
2. お客様は、ライセンス製品およびそれらにおいて使用されている技術（以下「本ソフトウェア等」といいます）が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に関する可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸令もしくは貿易制裁令の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。
4. 本契約の締結により、お客様が米国により現時点で輸出を禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。
5. 本契約は、ライセンス製品の使用許諾または本サービスの利用に関する、本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、トレンドマイクロは、その裁量によりいつでも本契約の内容を変更できるものとし、最新の本契約内容をトレンドマイクロのWebサイトに掲載します。ただし当該変更は、ライセンス期間または本サービス契約期間が有効期間中のお客様については、トレンドマイクロのWebサイト（<https://www.go-tm.jp/eula-top>）において当該変更された最新の本契約内容が掲載されてから60日後に有効になるものとします。従前の本契約の内容はその最新版の発効によって無効となり、最新の本契約の内容が適用されるものとします。お客様が変更後の条件に同意できない場合、お客様はライセンス製品または本サービスを利用することはできません。6. お客様は、トレンドマイクロからお客様への通知が電子媒体かつ電子の手段によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。
7. お客様が、ライセンス製品のアクティベーションコード等を漏洩した場合には、お客様は、トレンドマイクロに対して、速やかに書面にて報告をするものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの指示に従い、アクティベーションコード等の使用を速やかに中止するとともに、トレンドマイクロが別途指定する金額および手続きによって、アクティベーションコード等を購入し、再インストール等の作業を自らの責任と費用によって行うものとします。
8. ライセンス製品において有効サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にしWebページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがあります。
- (a)お客様がアクセスしたWebページのWebサーバ側の仕様が、お客様が入力した情報をURLのオプション情報として付加しWebサーバへ送信する仕様の場合、URLのオプション情報にお客様の入力した情報（ID、パスワード等）などを含んだURLがトレンドマイクロ（本号においてその子会社を含みます）のサーバに送信されます。
- この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスするWebページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスするWebページのセキュリティチェックを実施します。
9. 第2条、第3条および第5条の各定めは、本契約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。
10. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

トレンドマイクロ株式会社
2020年9月

[\[目次に戻る\]](#)